

「	〃	8号〃	〃	〃	62	16.0	4.0	〃 40	」
	〃	9号〃	〃	米田	150	6.0	2.0	〃 41	
	〃	10号〃	〃	〃	100	6.0	2.0	〃 42	
	〃	12号〃	〃	上野新	210	10.0	2.0	〃 43- 2	
	〃	13号〃	〃	米田	90	6.0	2.0	〃 43- 3	
	〃	岩瀬1号〃	〃	岩瀬天神町	90	10.0	3.5	〃 43- 4	
					取付 20				」

を

「	〃	8号〃	〃	〃	62	16.0	4.0	〃 40	」
	〃	12号〃	〃	上野新	210	10.0	2.0	〃 43- 2	
	〃	岩瀬1号〃	〃	岩瀬天神町	90	10.0	3.5	〃 43- 4	
					取付 20				」

に改める。

第1の8の表中

「	〃	富岩運河環水緑地	〃	湊入船町		15,117	〃 93- 5	」
	新湊	第1水面貯木場〃		高岡市石丸		8,232	新78	」

を

「	〃	富岩運河環水緑地	〃	湊入船町		15,117	〃 93- 5	」
	〃	住友運河緑地	〃	蓮町		9,630	〃 93- 6	
	新湊	第1水面貯木場〃		高岡市石丸		8,232	新78	」

に改める。

(港 湾 課)

富山県告示第333号

土砂災害警戒区域の指定及び解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第6項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定及び解除するので、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の

規定により公示する。

令和2年7月6日

富山県知事 石 井 隆 一

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	変更事項
諏訪町	富山市八尾町諏訪町、八尾町梅苑町、八尾町東町、八尾町東新町及び八尾町下笹原の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定 一部解除
青根(2)	富山市八尾町青根の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定 一部解除
二上院内②	高岡市二上の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	一部解除
片くせ谷	中新川郡立山町芦峠寺の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	一部指定 一部解除

(「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第334号

土砂災害特別警戒区域の指定及び解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項及び第8項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定及び解除するので、同条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

令和2年7月6日

富山県知事 石 井 隆 一

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	変更事項

諏訪町	富山市八尾町諏訪町、八尾町梅苑町、八尾町東町、八尾町東新町及び八尾町下笹原の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のおり	一部指定 一部解除
青根(2)	富山市八尾町青根の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のおり	一部指定 一部解除
下向田	高岡市福岡町下向田、福岡町土屋の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のおり	一部指定 一部解除
二上院内②	高岡市二上の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	別紙図面のおり	全部解除
大谷川	魚津市石垣、大海寺新の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	別紙図面のおり	指定
片くせ谷	中新川郡立山町芦嶽寺の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	別紙図面のおり	全部解除

(「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害特別警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第335号

救急病院の認定について

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として、次のとおり認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年7月6日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	所在地	開設者	認定有効期間
独立行政法人労働者健康安全機構富山労災病院	魚津市六郎丸992番地	独立行政法人労働者健康安全機構	自 令和2年8月1日 至 令和5年7月31日

富山県告示第336号

富山県労働委員会補欠委員候補者の推薦について

富山県労働委員会使用者委員1名の辞任の申出に伴い、その補欠委員を任命するため、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、推薦資格のある使用者団体から、使用者を代表する委員の候補者の推薦を次の要領によって求める。

令和2年7月6日

富山県知事 石 井 隆 一

1 推薦団体資格

使用者委員の候補者を推薦する資格を有するものは、富山県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱う使用者団体であること。

2 被推薦者資格

法第19条の12第6項において準用する法第19条の4第1項の欠格条項に該当しない者であること。

3 推薦手続

推薦書（別記様式）を提出すること。

4 推薦期間

令和2年7月6日(月)から同月14日(火)まで

5 推薦書の提出先

富山市新総曲輪1番7号

富山県商工労働部労働政策課

別記様式

年 月 日				
富山県知事 殿		所在地		
		使用者団体名		
		代表者名		印
富山県労働委員会委員候補者の推薦について				
労働組合法施行令第21条第1項の規定により、富山県労働委員会の使用者を代表する委員候補者として、次の者を推薦します。				
氏名	生年月日	住所	所属会社・工場の名称及び地位	経歴

ウ 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

(1) 受験願書及び試験案内の窓口での配布

ア 配布期間 令和2年7月27日（月）から同年8月28日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

イ 配布場所

名称	所在地	配布時間
一般財団法人行政書士試験研究センター	東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階	午前9時から午後5時まで
富山県経営管理部文書総務課	富山県富山市新総曲輪1番7号	午前8時30分から午後5時15分まで
高岡地方県民相談室	富山県高岡市赤祖父211番地 高岡総合庁舎内	午前8時30分から午後5時まで
魚津地方県民相談室	富山県魚津市新宿10番7号 魚津総合庁舎内	午前8時30分から午後5時まで
砺波地方県民相談室	富山県砺波市幸町1番7号 砺波総合庁舎内	午前8時30分から午後5時まで
富山県行政書士会	富山県富山市丸の内一丁目8番15号 余川ビル2階	午前9時から午後5時まで

(2) 受験願書及び試験案内の郵送による配布

ア 請求期間 令和2年7月6日（月）から同年8月21日（金）（必着）まで

イ 配布期間 令和2年7月27日（月）から同年8月21日（金）まで

ウ 配布方法 住所、氏名及び郵便番号を記載し、郵便切手140円分を貼付した返信用封筒（角形2号＝A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒）を同封の上、次の宛先まで請求してください。

〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 令和2年7月27日（月）から同年8月28日（金）まで

イ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送してください（令和2年8月28日の消印があるものまで受け付けます。）。

ウ 提出書類

(ア) 受験願書（顔写真及び受付郵便局の日付印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）

(イ) 行政書士試験身体障害者等受験特例措置申請書及び医師の診断書等（対象者のみ）

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間 令和2年7月27日（月）午前9時から同年8月25日（火）午後5時まで

(ア) インターネットによる受験申込みは、令和2年8月25日（火）午後5時で終了します。同時刻までに入力を完了していないと、接続中（入力中）であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。

(イ) 受付期間におけるインターネットによる受験申込みは24時間利用可能です。入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）をご確認ください。

(ウ) 受付最終日（令和2年8月25日（火））は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなることが予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料の払込みは、クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）による決済又はコンビニエンスストアでの支払となります。

(イ) 利用できるクレジットカード

V I S A、M a s t e r、J C B、アメリカン・エクスプレス、D i n e r s

(ウ) 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリ

ーストア、ニューヤマザキデイリーストア

(3) 受験手数料 7,000円

受験手数料の払込み方法については、試験案内をご覧ください。

なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。また、一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

(4) 連絡先（問合せ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター

所在地 〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

電話番号 03-3263-7700

6 特例措置の実施

- (1) 身体の機能に障害のある方等で、試験中の特例措置（車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど）を希望される方には、障害等の状況により希望される措置を行うことがあります。

なお、申出の時期や障害の内容等によっては希望に沿えない場合もあります。

- (2) 試験中の特例措置を希望される場合は、受験申込み（「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」）をする前に、必ず一般財団法人行政書士試験研究センターへご相談ください。

7 合格発表の日時及び方法

- (1) 合格発表の日時 令和3年1月27日（水） 午前9時

- (2) 合格発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を掲載します。

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法

施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 2 年 7 月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品等の名称
火山対策装備品
- (2) 調達物品等の数量、規格、機能、性能等
入札説明書による。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和 2 年 8 月 31 日まで
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 2 年富山県告示第 159号）第 1 の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に等級が A の者として登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 2 年富山県告示第 159号）第 4 の 4 に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める入札参加申込書を 4 (3) に掲げる期限までに 4 (1) に掲げる場所に、持参又は郵送（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって

行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格を満たしている者であっても開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。

- (3) 入札参加資格の有無の確認結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知するものとする。この通知において、入札参加資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

4 入札参加申込書及び入札説明書

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所、入札参加申込書の提出場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

令和2年7月6日から同年7月13日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札参加申込書の提出期限

令和2年7月14日 正午

5 入札・開札の日時、場所等

- (1) 入札・開札の日時

令和2年7月22日 午前10時

- (2) 入札・開札の場所

〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階 901会議室

- (3) 開札にあたっては、入札参加者は、3(3)により入札参加資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを必ず持参すること。

- (4) 郵便による入札書の提出を行う者は、3(3)により入札参加資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封のうえ、書留郵便により、令和2年7月21日午後5時15分までに4(1)の公告に関する事務を担当する室課

に必着するよう行わなければならない。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、書類等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した条件を満たすと認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

(4) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度の入札を辞退したものとみなす。再度の入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、令和 2 年 5 月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 2 年 7 月 6 日

富山県監査委員 山 本 徹
 富山県監査委員 瘡 師 富士夫
 富山県監査委員 天 坂 幸 治
 富山県監査委員 伊 東 尚 志

1 監査対象箇所

監 査 年 月 日

人事委員会	人 事 委 員 会 事 務 局	令和 2 年 5 月 8 日
労働委員会	労 働 委 員 会 事 務 局	令和 2 年 5 月 8 日
富山海区漁業調整委員会	富山海区漁業調整委員会事務局	令和 2 年 5 月 8 日
内水面漁場管理委員会	内水面漁場管理委員会事務局	令和 2 年 5 月 8 日
教育委員会	桜 井 高 等 学 校	令和 2 年 5 月 29 日
同	魚 津 高 等 学 校	令和 2 年 5 月 18 日
同	魚 津 工 業 高 等 学 校	令和 2 年 5 月 18 日
同	新 川 み ど り 野 高 等 学 校	令和 2 年 5 月 18 日
同	し ら と り 支 援 学 校	令和 2 年 5 月 18 日
同	ふ る さ と 支 援 学 校	令和 2 年 5 月 18 日
公安委員会	入 善 警 察 署	令和 2 年 5 月 29 日
同	魚 津 警 察 署	令和 2 年 5 月 18 日
同	富 山 西 警 察 署	令和 2 年 5 月 21 日
同	南 砺 警 察 署	令和 2 年 5 月 12 日
同	小 矢 部 警 察 署	令和 2 年 5 月 14 日

2 監査対象年度

平成30年度及び令和元年度

3 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認する方法により監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 予定価格調書のないものがあった。
 - イ 交通事故による損害が生じた。（2箇所）
-

